

○佐々木功悦副委員長 決算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

日本共産党宮城県会議員団の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて二十分です。福島かずえ委員。

○福島かずえ委員 初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について伺います。

決算年度は、第三波から第六波とコロナパンデミックが続いた一年でした。感染拡大防止には、医療機関と保健所の充実こそが欠かせません。しかし、知事は、このさなかに栗原及び登米保健所の支所化、縮小を進め、三病院の連携・統合の検討から四病院二拠点再編計画を打ち出すなど、逆行する施策を推進しました。患者さんや地域住民、病院職員などの当事者よりも県民が大事と語る知事ですが、当事者の皆さんも県民です。当事者や関係者を抜きにして進めた宿泊税や県立美術館移転が、結局撤回せざるを得なくなった教訓を知事は忘れてしまったのですか、伺います。

○村井嘉浩知事 忘れておりません。

○福島かずえ委員 忘れていなければ、しっかりと当事者や関係者からの話を聞いてください。過去に目を閉ざすものは現在にも盲目になると言われています。ましてや、明るい未来を見通すことはできないと知事に申し上げます。同じ過ちを繰り返さないようにしていただきたいと思えます。

県内経済の再生にも力を入れてきたと言いますが、県が導入した認証制度を取得し、感染拡大防止に努める飲食店に対する支援策が乏しいと言わざるを得ません。認証制度の普及と感染拡大防止を引き続き継続していくために、認証店おうえん食事券の再開など認証飲食店への支援策を講ずるべきですが、いかがでしょうか。

○千葉隆政経済商工観光部長 認証飲食店向けの支援策としては、昨年度から感染予防設備の導入支援を実施しているほか、今年度はこれに加えて、省エネルギー設備等の導入支援を新たに実施しております。また、市町村事業補助金を活用して、一部市町村において売上げが減少した認証飲食店等への支援が実施されているところがあります。なお、認証店おうえん食事券の再事業化につきましては、全国知事会を通じて国に対し要望しており、引き続き国の動向に注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○福島かずえ委員 設備投資に補助制度があるとはいえ、自己資金が必要となります。宮城県は、今年四月末で認証店おうえん食事券をやめましたけれども、岩手県や秋田県、福島県では認証店おうえん食事券を継続し、青森や山形でも独自支援制度をつくって認証飲食店を激励しています。いわゆるコロナ交付金を使うことも可能だということ、この交付金を使って継続している県もございます。認証制度を形骸化させないためにも、認証店おうえん食事券の再開などの認証店支援策を強く求めて、次のエネルギー価格高騰対策について伺います。

十月から食料品など約六千七百品目が値上がりし、灯油も過去最高価格となつていきます。昨年の十二月補正予算で、エネルギー価格高騰対策として、生活困窮世帯向け灯油購入費や社会福祉施設、学校などを対象とした暖房費等に対する支援を行いました。今年も早めの実施と現状に見合う予算拡充を求めます。特に、生活困窮世帯向け灯油購入費への支援策、いわゆる福祉灯油への県の補助額の実績は一世帯平均二百五十六円で、仙台市は僅か三十二円でした。これでは十分とは言えません。県の要綱を見直し、ひとり親世帯の所得制限を緩和するなど対象世帯を増やし、更に支援額を拡充すべきだと思います。いかがですか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 燃料価格については、長期にわたり高止まりの状況が続いておりますことから、県としてはこのような状況を踏まえ、社会福祉施設等や私立学校の冷暖房費等に対する補助事業について、今議会の先議でお認めいただいたところですので、今後速やかに事業が実施できるよう事務を進めてまいります。また、昨年度の低所得者向け灯油購入経費への支援ですが、各市町村で一世帯当たり五千円、一部の市町村では六千円や一万円を支給しているところもありまして、県の補助はこうした市町村の取組を促進するために行つたものであります。厳しい状況の緩和につながっていると思いますが、今後の支援の拡充については状況を注視してまいりたいと思います。

○福島かずえ委員 生活困窮世帯を救済するためにも、所得制限の緩和など対象世帯を増やし、更なる支援策の拡充を求めていきたいと思ひます。

次に、水道用水供給事業について伺います。

みやぎ型管理運営方式も県民への情報公開と説明責任が不十分なまま手続が進められました。昨年三月に非公開でメタウォーターグループを選定し、僅か三か月後の六月

議会にはもう関連条例を提案しました。住民説明会は、その間たった四か所、六回のみの開催で、その後は一度も行っていない。OM会社の代表株主が外資系のヴェオリアジェネッツだと判明したのは、六月議会開会後で、審議に必要な資料も出そろっていませんでした。みやぎ型管理運営方式導入手続の凍結を求める請願が提出され、拙速な手続に県民の批判が集まりました。昨年十一月に開かれた市町村担当者会議でも、県民向けにもっと説明してほしいとの声が出されています。県民を置き去りにしたあまりにも強引な進め方だったのではないですか、これは知事に伺いたいと思います。

○佐藤達也公営企業管理者 みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、県民の皆様の御理解が重要であることから、これまで事業説明会の開催、ホームページや県政だよりを活用した広報、パブリックコメントの実施など、様々な手法を活用して丁寧な情報発信を行ってまいりました。また、今年四月からの事業開始後においても、知事のラジオ放送、県政だよりやパネル展示による広報、毎月のモニタリング結果や水質検査結果のホームページによる公表のほか、六月からは施設見学を再開するとともに下水道の理解を深めていただくイベント等も開催しております。引き続き、分かりやすく丁寧な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○福島かずえ委員 一つの間にか、知事からは復興の一丁目一番地がこのみやぎ型だという話もありましたし、知事の肝煎りで進められたこのみやぎ型管理運営方式ですが、これもまた当事者抜きの施策だと指摘しておきたいと思います。二年後の令和六年度からスタートする新しい料金の協議が、現在企業局と受水市町村とで行われています。市町村のみならず、利用者である県民や県議会、市町村議会が納得できる料金改定を行うために必要な情報を公開することを求めます。八月の市町村会議の資料は、当初、所管の建設企業委員会にも会議の次第しか出さないといい対応でした。来年の九月県議会には、議決が求められる次期料金です。市町村との覚書が交わされるまで県議会にも県民にも秘密では、議会と県民を軽視し、二元代表制、民主主義に反すると言わざるを得ません。必要な資料は議会にきちんと提出することを改めて求めます。いかがですか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者 料金改定は、受水市町村と協議を重ねながら合意形成していくものであり、その内容は協議過程で修正が生じ得る、いわゆる意思形成過程の情報

であることから、全てを公開することは難しいと考えております。一方で、協議の進捗状況等を開示することは重要であると認識していることから、議会に対してこれまでも、会議資料や市町村の主な質問と県の回答内容の提供など、協議の概要をお示ししてきたところです。引き続き、市町村の了解も得ながら、可能な限り協議状況の説明に努めてまいりたいと考えております。

○福島かずえ委員 昨年度の決算審査でも監査委員から情報発信を特に求めておりますし、八月に開かれた経営審査委員会でも、「県民から不安の声や問合せがある。より一層県民の不安や関心に寄り添って、広報内容や手段について検討してほしい。」との意見が委員から出されております。情報公開と説明責任を果たすことは本当に重要だということをぜひ肝に銘じて、たとえ意思形成過程であっても、特別な理由がなければ公開対象でありますので、ぜひ必要な資料は出していただきたいと求めています。

ところで、仙南・仙塩広域水道は、一九七七年に建設工事に着手し、計画給水人口は百九十三万人、最終給水量は一日五十五万三千トンです。しかし、一九八六年に策定した県の第三次長期総合計画では、この地域の人口は二〇〇〇年で百六十一万人しか見込めないという内容でした。しかし、その際も給水人口を縮小せず、一九九〇年から給水を始めています。令和三年度の仙南・仙塩広域水道の実績は、施設能力の六六%、最終水量の三三%にしかありません。需要が見込めないため白石川河道取水計画は休止、凍結したままです。大崎広域水道も南川ダム水系二期工事は凍結したままです。こちらも実績は施設能力の六一%、最終水量の五二%です。計画達成目標年次は、どちらも未定のままです。今後、どちらも水需要が増えるとは思えません。全体計画が過大だという認識を当局はお持ちでしょうか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者 我が県の広域水道事業は、人口の急激な増加により深刻な水不足が懸念されていたことを背景に、関係市町村から県に対し広域水道建設の強い要望があったことを踏まえ、大崎広域水道は昭和四十八年度に、また、仙南・仙塩広域水道は昭和五十一年度に、当時の厚生大臣より県事業としての計画が認可されたものであります。この計画は、将来人口を基に計画給水人口を算定し、一人一日当たりの使用水量などから計画給水量を合理的に推計するなど、市町村と十分な協議を行い策定した上で、国の厳正な審査を経て認可されており、妥当なものであったと考えております。

○福島かずえ委員 当時はそうだったかもしれませんが、今では過大な計画だったという認識をお持ちではないのでしょうか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者 当時、そのような経緯を経て策定されたということですが、現状では確かに量的に余っている部分はあるという認識を持っております。

○福島かずえ委員 仙南工業用水道事業は、一九九五年に需要が見込めず休止を決定し、二〇〇九年には県として事業廃止の意思を決定しました。翌年には、七ヶ宿ダム使用権が消滅し、ダム管理費用の県負担が軽減されました。使わないダム使用権や水利権を実態に合わせて別の用途に変更する、何人かの県議も伺っておりますけれども、例えば水力発電や治水などに変更するなど、国と協議して広域水道の過大な計画の縮小を今こそすべきではないでしょうか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者 多目的ダムの効用等を發揮することなどを目的に定められている特定多目的ダム法において、ダム使用権は国土交通大臣の許可を受けなければ移転または変更することができないとされており、ダム使用権については、取水の有無にかかわらず、全体計画に基づくダム管理費用が必要となることから、移転または変更のほかのダム使用権者の負担などを考慮し、引受先が確保できなければ移転または変更は困難であると国から示されております。現在、ダム使用権として企業局が確保している水量の一部は未利用となっておりますことから、先ほど委員からお話ございましたように、この水量を新たな小水力発電に活用することについて、国や関係機関と協議を行っているところであり、引き続き、保有資産の有効活用について検討してまいります。

○福島かずえ委員 ダムだけではなく、過大な管路についても伺いますが、過大な管路はそのまま更新するのではなく、当然ダウンサイジングが必要です。料金改定協議の中で市町村から出された要望に応え、当局は管路の本格的な更新も考慮し、四十年先を見据えた経営シミュレーションを十一月をめどに市町村に示すということです。県議会にも提出することを求めますが、いかがでしょうか。

○佐藤達也公営企業管理者 広域水道事業の料金改定協議においては、県議会に対し、会議資料の提供など協議状況の説明に努めてきたところであり、経営シミュレーションにつきましても、受水市町村との協議状況を踏まえ、適切な時期に内容等をお示し

したいと考えております。

○福島かずえ委員 経営シミュレーションは、料金改定にとって欠かせない資料であるため、市町村に提示するものだと思います。当然、料金改定には、県議会の議決が求められるわけですから、そうした必要な資料は早め早めに提出していただきたいと思いません。

これまでも、余りにも高過ぎる料金を下げるために、一般会計からお金を繰り出し支援してきました。総額は、現在調査中ですが、仙南・仙塩広域水道が給水を開始した一九九〇年からの十年間には、大崎広域水道と合わせて二百億円程度、直近の五年間でも四億四千六百万円の繰入金が一般会計からありました。水道事業でも初期投資には一般会計から繰り出しができる国の補助がありました。下水道建設事業には、国の補助制度が継続的にあります。水道の更新投資にも国が補助するよう制度の新設、拡充をほかの県とも連携して求めていくべきです。いかがでしょうか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者 水道事業における国の補助制度は、平成二十七年度に生活基盤施設耐震化等交付金が新たに創設され、企業局でもこれまで、施設整備や管路の耐震化事業において活用しております。しかしながら、水道事業は人口減少社会の進展による水需要の減少や施設の老朽化等への対応が急務となっていることから、現在、県の政府要望や都道府県、政令市及び企業団で組織する地方公営企業連絡協議会において、水道施設の更新や耐震化の推進に向けた更なる制度拡充などの要望を行っているところでございます。引き続き、関係団体等と連携し国に求めてまいります。

○福島かずえ委員 水は、命の源であり、人の暮らしのため、都市のインフラとして欠かせないものです。更新投資を水道料金で賄おうとせず、税を投入すべきだという働きかけ、企業局だけに任せずに知事も力を出していただければと思っております。

大崎広域水道の漆沢ダムの企業債は既に完済し、南川ダムの企業債残高は一億八千万円で、二〇二四年度には完済予定です。仙南・仙塩広域水道の七ヶ宿ダムの企業債残高は三億四千万円で、来年度には完済できるとのことですが、これで間違いありませんか、確認します。

○佐藤達也公営企業管理者 間違いございません。

○福島かずえ委員 物すごい企業債があったのが、ようやく完済しようとしているこの

機会に、受水市町村への責任水量制をやめるべきです。県は、契約水量の八割を責任水量として市町村に割り当てています。そのため、ほかに安く利用できる自己水源があるにもかかわらず、県から高い水を買っている市町村があります。また、過去三年間の実績で責任水量まで使用していない市町は、大崎市、美里町、大郷町、白石市、蔵王町、村田町、岩沼市、名取市、富谷市、塩竈市、七ヶ浜町と十一市町もありました。ぜひ、責任水量制を廃止して、市町村の負担を軽くすべきです。いかがですか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者 責任水量制は、生活に必要な社会資本である水道用水供給事業を安定して経営していくため、ほかの多くの事業者においても採用している制度でございます。本県においても、事業開始時に受水市町村と協議し採用したものであり、責任水量制の廃止は安定経営に支障を来すことから、今後もこの制度を維持していくことが必要であると考えております。

○福島かずえ委員 この責任水量制が市町村を大変苦しめており、住民の料金負担にも結びついております。そもそも過大な人口増大見込みと、それに基づく過大なダムや管路の建設投資が、全国でもトップクラスの水道料金となり、受水市町村やその住民に大きな負担を押しつけました。この誤りの責任を国と県がきちんと取るべきです。いかがですか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者 我が県の広域水道事業計画は、将来人口を基に計画給水量や計画給水量を合理的に推計するなど、関係市町村と十分な協議を行い策定した上で国に認可されたものであり、妥当なものであったと考えております。しかしながら、現在、人口減少や節水型社会の進展などにより、水需要は計画を下回っている状況にあることから、県では民間の力を最大限に活用し、将来にわたり安全・安心な水を可能な限り低廉な価格で供給するため、みやぎ型管理運営方式の導入を推進したものであります。企業局といたしましては、引き続き、管路のダウンサイジングや新たな収益確保策として保有資産の有効活用を検討するなど、経営の効率化や合理化に努めながら水道事業者としての責任を果たしてまいりたいと考えております。